

錦江町

子育て ガイド ブック



はぐみん



輪・隣
りんりん

子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」のイメージキャラクター

子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」は、「子どもたちに、たんぽぽのように大地にしっかり根を張って力強く生き抜く力をつけてほしい」、そして「わたぼうしのように子育て中のお父さんとお母さんが優しく子どもを包み込むように地域全体で子育てをやさしく応援できる場所になってほしい」という想いが込められています。わからないこと、不安なことがありましたらお気軽にご相談ください。

目次

妊娠・赤ちゃんが生まれるまで 1

- 1) 母子健康手帳の交付
- 2) 妊婦教室
- 3) 産婦人科オンライン
- 4) 錦江町不妊治療費助成制度
- ◆ 鹿児島県の制度
- 5) 働く女性のための制度

赤ちゃんが生まれたら 10

【役場(支所)での手続き】

- 1) 出生届
- 2) すくすくベビー券
- 3) 新生児訪問
- 4) 児童手当申請
- 5) 産後ケア事業
- 6) 未熟児養育医療給付
- 7) 子ども医療費助成事業

【病院での手続き】

- 1) 新生児聴覚検査
- 2) 出産育児一時金
- 3) 産婦健診

転入したら 14

- 1) 転入届
- 2) 母子保健事業・予防接種について
- 3) 児童手当
- 4) 保育園・幼稚園
- 5) 小・中学校
- 6) 子ども医療費助成事業
- 7) その他、暮らしに関すること
- ◆ 小児科等のご案内

健診や教室・相談など 18

- 1) 乳幼児健診・歯科健診
- ◆ 里帰り先での受診方法
- ◆ 9-11か月児健診
- 2) ひよこルーム(2か月児相談)
- 3) 離乳食(ごっくん・かみかみ・ぱくぱく)教室
- 4) 母子相談(お誕生相談含む)
- 5) 小児科オンライン
- ◆ 小児救急電話相談事業「#8000」番

- 6) たんぽぽ教室
- 7) マミー運動教室
- 8) はぐみん相談

予防接種 25

- 1) 予防接種
- 2) 小児インフルエンザ予防接種費用助成制度

その他 27

- 1) 子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」
- 2) 子育て支援センター
- 3) 一時預り
- 4) パパママの健康

保育について 30

- 1) 保育園
- 2) 特別保育事業(延長保育事業)
- 3) 休日保育等
- 4) 幼稚園

小・中学校、高校・大学 35

- 1) 小学校入学までの流れ
- 2) 就学援助制度
- 3) 放課後児童クラブ
- 4) その他

◆ 錦江町MIRAI 寺子屋塾(公営塾)

◆ 青少年健全育成事業

- 5) 奨学補助制度(高校・大学)

障がいのあるお子さんへの支援 37

- 1) 手帳について
- 2) 各種手当、共済など
- 3) 各種障がい福祉サービス
- 4) 発達上の心配や障がいのある児童・生徒の就学
- 5) 障がいについての相談・情報提供窓口

ひとり親家庭への支援 50

- 1) 手当・助成
- 2) 母子家庭等自立支援給付金

医療機関リスト等 52

◆ 休日当番医・町内医療機関等リスト

◆ 役場案内

各種母子事業一覧・相談窓口情報 55

妊娠・赤ちゃんが生まれるまで

妊娠おめでとうございます。

下記の手続きや制度を利用して、新しい家族を迎える準備を始めましょう。

1) 母子健康手帳の交付

★事前予約が必要です!

★妊娠が確定したら、事前に電話で母子健康手帳交付日時
の事前予約をしてください。

【問い合わせ先】 錦江町役場 保健福祉課 保険衛生チーム ☎22-3044
田代支所 住民生活課 民生チーム ☎25-2511

◆内容: 母子健康手帳発行・妊婦健康診査受診券の交付・今後の子育て
プラン作成

お持ちいただくもの
● 印鑑
● マイナンバーカード
(通知カード)



※妊娠期の過ごし方や町のサポートなど、それぞれの状況にあった支援
について話し合いますので、お時間に余裕をもってお越しください。(約30分)

母子健康手帳は、妊娠中からお母さんの体の変化と出産
の様子、健診結果や予防接種の接種歴など、子どもの成長
を記録する大切な手帳です。お母さん自身と生まれてくる赤
ちゃんのために、きちんと記録し保管しておきましょう。



妊婦健康診査受診票発行

母子健康手帳交付時に、妊婦健診にかかる費用を一部助成する受診票(14回分)を
交付します。母子健康手帳と一緒に医療機関へ提出してください。

※里帰り出産等で県外受診される際は、役場に連絡を必ずお願いいたします。全額立
て替え払いをしていただき、出産後、領収書・印鑑・通帳をご持参のうえ、保健福
祉課(保険衛生チーム)に申請をしてください。

妊婦歯科健康診査受診券発行

妊娠中はホルモンの影響やつわり等で、お口の中の健康が保たれにくい時期です。

出産後のお母さんとお子さんの口腔内の健康を守る目的で妊婦歯科検診の無料受
診券を母子健康手帳と一緒に交付しています。受診券を利用して歯科検診を受けま
しょう。

※受診券の使用できる歯科医院が決まっておりますので、次のページの歯科医院に事
前に連絡の上、受診をしてください。なお、受診の際は母子健康手帳を提出してく
ださい。

●妊婦歯科健診協力歯科医院名（肝付歯科医師会）

	医院名	郵便番号	住所	電話番号
1	あげの歯科医院	893-1207	肝属郡肝付町新富107-4	0994-65-4444
2	医療法人 池田歯科	893-1603	鹿屋市串良町岡崎字相2162-1	0994-63-3770
3	いのうえ歯科医院	893-2104	垂水市田神25-1	0994-32-6977
4	岩城歯科医院	893-2302	肝属郡錦江町城元712	0994-22-0106
5	医療法人 おかの歯科医院	893-1402	肝属郡肝付町南方2671-1	0994-67-2031
6	小浜歯科医院	893-1103	鹿屋市吾平町麓3428-1	0994-58-6010
7	川前歯科医院	893-2302	肝属郡錦江町城元757-3	0994-22-0248
8	神田歯科医院	893-2401	肝属郡錦江町田代麓652-7	0994-25-2058
9	なぎさ歯科医院	891-2115	垂水市浜平1838-1	0994-31-3118
10	坂元歯科医院	893-2303	肝属郡錦江町馬場299	0994-22-0118
11	土屋歯科医院	893-1207	肝属郡肝付町新富191-8	0994-65-4370
12	遠矢歯科医院	893-1207	肝属郡肝付町新富33	0994-65-2170
13	ながた歯科医院	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北311	0994-24-2117
14	みやぞの歯科	893-1203	肝属郡肝付町後田2387-1	0994-65-4001
15	本橋歯科	893-1603	鹿屋市串良町岡崎2190-1	0994-63-7055
16	よしどめ歯科医院	893-1207	肝属郡肝付町新富739-1	0994-65-2202
17	吉留歯科医院	893-1612	肝属郡東串良町池之原1246	0994-63-0944
18	医療法人 垂裕会 ろくた歯科医院	891-2126	垂水市南松原町78	0994-32-6464
19	まつおか歯科医院	893-1605	鹿屋市串良町上小原字野茶下3474-11	0994-62-8777
20	南大隅町立歯科診療所	893-2601	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3591	0994-26-1022
21	医療法人 豊歯会 竹下歯科医院	891-2122	垂水市上町71	0994-32-6616
22	川畑歯科医院	891-2104	垂水市田神3510-1	0994-32-7788

●妊婦歯科健診協力歯科医院名（鹿屋市）

1	あおぞら歯科	893-0064	鹿屋市西原1丁目29-27	0994-36-5688
2	あさい歯科	893-0023	鹿屋市笠之原町25番4-2号	0994-41-5100
3	安楽歯科	893-0014	鹿屋市寿5丁目17-40	0994-44-2220
4	医療法人 新晃会 おおやま歯科クリニック	893-0014	鹿屋市寿4丁目6-48	0994-43-3210
5	おにがはら歯科医院	893-0014	鹿屋市寿2丁目16-20	0994-40-3340
6	上村歯科医院	893-0037	鹿屋市田崎町2421-5	0994-44-6077

	医院名	郵便番号	住所	電話番号
7	クリス歯科	893-0016	鹿屋市白崎町19-14	0994-41-3931
8	けいこ歯科	893-0014	鹿屋市寿4丁目14-24	0994-40-0418
9	近藤歯科医院	893-0064	鹿屋市西原4丁目7-21	0994-44-5373
10	さかもと歯科クリニック	893-0014	鹿屋市寿8丁目21-2	0994-44-2003
11	下浜歯科医院	893-0032	鹿屋市川西町4448-12	0994-41-5888
12	すみの歯科医院	893-0014	鹿屋市寿3丁目11-7	0994-42-2959
13	武田歯科医院	893-0057	鹿屋市今坂町10045-38	0994-44-1619
14	とおや治歯科クリニック	893-0014	鹿屋市寿1丁目14-27	0994-40-1811
15	中野歯科医院	893-0005	鹿屋市共栄町15-13	0994-41-7455
16	医療法人 文生 中原歯科診療所	893-0064	鹿屋市西原1丁目12-19	0994-43-0088
17	永山矯正歯科医院	893-0064	鹿屋市西原4丁目10-49	0994-40-1182
18	西の原歯科医院	893-0011	鹿屋市打馬1丁目4-3	0994-40-4180
19	根木原歯科	893-0013	鹿屋市札元1丁目22-11	0994-41-0750
20	はしき歯科医院	893-0014	鹿屋市寿7丁目5-45	0994-40-4184
21	はまち歯科・小児歯科クリニック	893-0013	鹿屋市札元2丁目3771-11	0994-43-8461
22	はらぞの歯科	893-0047	鹿屋市下堀町9577-3	0994-40-4118
23	ひがし歯科医院	893-0045	鹿屋市田淵町843	0994-48-2015
24	ひらおか歯科	893-0015	鹿屋市新川町134-1	0994-41-3060
25	ひらたデンタルクリニック	893-0013	鹿屋市札元1丁目16-8	0994-45-4929
26	まつもと歯科	891-2311	鹿屋市白水町698-3	0994-46-3939
27	高須歯科医院	893-0054	鹿屋市高須町950-1	0994-47-2525
28	みずぐち歯科	893-0014	鹿屋市寿2丁目14-41	0994-43-4635
29	八木歯科	893-0016	鹿屋市白崎町2-8野田ビル2F	0994-43-0648
30	吉留歯科医院	893-0022	鹿屋市旭原町2524-1	0994-42-3708
31	医療法人 順正会 よつもと矯正歯科	893-0014	鹿屋市寿4丁目4-11	0994-41-7633
32	四季デンタルクリニック	893-0014	鹿屋市寿4丁目15-18-1	0994-44-1500
33	ひまわり歯科スマイルクリニック	893-0013	鹿屋市札元1丁目26番41号	0994-36-8020



2) 妊婦教室

安心して妊娠・出産を迎えられるよう、各回テーマを決めて個別相談、集団指導を実施しています。参加者同士の交流(ママカフェ)も教室内で実施しています。

※対象者には、事前案内をいたします。

受付時間 13:00～13:15 **場所** 錦江町総合交流センター

・テーマ

- ◆赤ちゃんの沐浴とおへその手入れ
- ◆妊娠中にするおっぱいの手入れと乳腺炎の対処法
- ◆妊婦さんのためのやさしい体操とストレッチ など

※ご参加いただける方は、事前連絡(22-3044まで)をお願いいたします。

3) 産婦人科オンライン

妊娠中や出産後の悩みを産婦人科医・助産師にLINEや電話で気軽に無料相談できます。

対象者 錦江町在住の妊娠中から産後2年以内の方

利用時間：平日18時～22時(事前予約が必要です。)

相談例) 妊娠中や産後のおりものの増加や変化について
産後の卒乳時期や方法の相談・産後のストレス
乳頭痛や睡眠不足・授乳の頻度
などお気軽にご相談ください。

※この事業には、錦江町ふるさと納税寄附金が活用されています。



【登録方法】

右記のQRコードかURL (<https://syounika.jp/lp/study/kinko>)、またはインターネットで「小児科オンライン」を検索し、登録ページにアクセスして会員登録を行ってください。
(※会員登録に合言葉が必要になります。)



詳しくはP22

赤ちゃんところをつなぐブックスタート

おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげましょう

おなかの赤ちゃんは、妊娠6か月頃から耳が聞こえるようになるため、絵本を読んであげたり、歌を歌ってあげると、おなかの中で喜びます。おなかの中で繰り返し聞いた声は、生まれてからも覚えているとか。お母さんだけでなく、お父さんやご家族みなでおなかの赤ちゃんにたくさん話しかけてあげてください。みんなの声は必ず赤ちゃんに伝わります。



赤ちゃんとの心のやりとりを

子育てに一番大切なのは、からだがふれあう「スキンシップ」、目と目を合わせる「アイコンタクト」、ことばで話しかける「心のふれあい」。でも、「どう話しかけていいかわからない」と戸惑ってしまうかもしれません。そんなときこそ、絵本の出番！



ブックスタートとは

錦江町では、ひよこルーム(2か月児教室)で絵本の読み聞かせを行っています。赤ちゃんゆっくり心ふれあう時間の大切さを伝えるとともに、家庭でもふれあいの時間を過ごしてほしいという思いで、ブックスタート事業に取り組んでいます。各家庭(参加者)に、おすすめの絵本を2冊プレゼントしています。また、1歳の誕生日にも、町の母子相談に来られた方に対して、手形スタンプと絵本のプレゼントを行っています。ぜひお越しください。



4) 錦江町不妊治療費助成制度

妊娠を希望されるご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

対象者 錦江町に3か月以上居住している夫婦

助成額 特定不妊治療(体外受精・顕微授精): 上限1年度あたり20万円
一般不妊治療(人工授精・タイミング療法・排卵誘発法): 5万円/年度

〇お持ちいただくもの

一般不妊治療の申請

- 1、不妊治療費助成申請書
- 2、不妊治療受診等証明書
・かかりつけの病院で証明をもらってきてください
(薬代を含む合計金額を記入してもらってください)
- 3、健康保険証のコピー(夫婦分)
・裏面のコピーは不要です
- 4、治療にかかった領収書(すべて)
・診察代・薬代を含みます
- 5、納税証明書(夫婦分)
・滞納の無いことが原則です。住民税務課で証明書をもらってきてください。

特定不妊治療の申請

- ☆県へ特定不妊治療の申請
(申請窓口: 大隅地域振興局(鹿屋保健所0994-52-2105))
- 1、不妊治療費助成事業承認決定通知書
・大隅地域振興局に助成申請手続きを行った後に決定通知書が発行されます
 - 2、不妊治療費助成申請書
 - 3、不妊治療受診等証明書
・かかりつけの病院で証明をもらってきてください
(薬代を含む合計金額を記入してもらってください)
 - 4、健康保険証のコピー(夫婦分)
 - 5、治療にかかった領収書(すべて)
・診察代・薬代を含みます
 - 6、納税証明書(夫婦分)
・滞納の無いことが原則です。住民税務課で証明書をもらってきてください。

不妊専門相談センター事業

不妊・不育に悩む夫婦等に対し、一般相談窓口(保健所)と専門相談窓口(鹿児島大学病院)を開設し、不妊・不育に関する情報提供や不妊相談を行っています。

【専門相談窓口(鹿児島大学病院)について】

- ・電話相談(毎週月曜・金曜の15:00～17:00) TEL:099-275-6839
 - ・メール相談(随時)アドレス: funin@pref.kagoshima.lg.jp
- ※メール相談は1週間程度お時間をいただくことがあります。

《鹿児島県の制度について》

問い合わせ先: 鹿屋保健所 TEL:0994-52-2105

不妊治療費助成事業

体外受精および顕微授精による不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付しています。

① 特定不妊治療

- ・初回の申請 → 30万円を上限に助成
- ・2回目以降の申請 → 15万円を上限に助成
- ・採卵を伴わない凍結胚移植や採卵したが卵が得られない等のため中止した治療の申請 → 7万5千円を上限に助成

② 男性不妊治療

- ※特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合(特定不妊治療が、採卵を伴わない凍結胚移植の治療の場合を除く)
- ・初回の申請 → 30万円を上限に助成(特定不妊治療の助成額に加算)(新)
- ※平成31年4月1日以降の初回治療から加算されます。
- ・2回目以降の申請 → 15万円を上限に助成(特定不妊治療の助成額に加算)

③ 助成を受けられる回数

- 初回治療開始時の妻の年齢によって助成上限回数が異なります
- ・40歳未満の方 → 43歳になるまでに通算6回を上限に助成
 - ・40歳以上42歳以下の方 → 43歳になるまでに通算3回を上限に助成
- ※43歳以上の方や平成27年度までに通算5年間助成を受けた方は対象外
※助成回数は他の都道府県・政令市・中核市で助成を受けた回数を合算します

母子健康対策事業

①妊娠高血圧症候群等療養支援費

妊娠高血圧症候群に罹患している妊産婦（前年分の所得税額の年額が30,000円以下の世帯が対象）で、7日以上入院治療が必要な場合に、医療費の一部を助成いたします。

対象疾患：妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患

②小児慢性特定疾病医療費助成事業

国の定める対象疾患に罹患している18歳未満の児童に対して、医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に資するため医療費の自己負担の一部を助成いたします。

③先天性代謝異常等検査事業

生後4～6（7）日の間に、新生児に血液検査を行い、異常を早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの発症を未然に防止することを目的としています。

④女性健康支援センター事業

女性の健康状態に応じ、的確に自己管理を行うことができるよう、相談体制の整備を図り、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的としています。一般相談窓口（保健所）と、専門相談窓口（鹿児島県助産師会）を設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患および更年期障害、望まない妊娠を含む妊娠、出産についての悩み等、女性の健康に関する情報提供や相談指導を行います。

【専門相談窓口（鹿児島県助産師会）】

- ・電話相談（毎週火・木・土・日の10:00～18:00）TEL：099-210-7559
- ・メール相談（随時）アドレス：josei@pref.kagoshima.lg.jp
- ※メール相談は1週間程度お時間をいただくことがあります。

⑤HTLV-1等母乳を介する母子感染対策推進事業

母乳を介する母子感染を防ぐため、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）及びヒト免疫不全ウイルス（HIV）抗体陽性の妊婦から生まれた乳児の粉ミルク代の一部（24,000円）を助成しています。

5) 働く女性のための制度

働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、働く女性を応援する制度を知っておきましょう！（※お勤め先にお問い合わせください。）

- 産前産後の休暇
- 育児休業制度
- 育児休業給付
- 失業給付



かごしま子育て支援パスポートとは
事業に当選する企業や店舗の優待券により、パスポートを提示されおご家族に、割引や独自の優待サービスなどを提供していただくことで、子育て支援を地域全体で広げる仕組みです。

Q どんな優待サービスがあるの？

A ドリンク一杯サービス、デザート1品プレゼントなどのサービスが受けられるよ。嬉しいサービス内容は専用WEBサイトで検索できるようになったよ。

Q どこでもらえるの？手続は難しいの？

A 専用WEBサイトにアクセスすると簡単に登録できるよ。インターネットができないときは、これまでどおりお住まいの市町村窓口でもらえるよ。

対象者

鹿児島県内にお住まいの妊娠中の方及び18歳未満のお子さんがある世帯です。
※子育て世帯であれば1人1枚発行できます。（ただし、18歳未満のお子さんは除きます。）

スマートフォンでも利用できます！

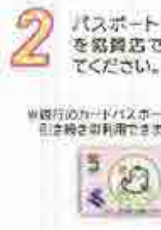
メリット

- 利用登録が簡単！
- パスポートの提示が簡単！
- 協賛店舗の検索が地域別、サービス別などで簡単！

利用方法



1 お手持ちのスマートフォンから以下のQRコードまたはURLからアクセスしてパスポートの画面をダウンロードしてください。
https://kscpa.pref.kagoshima.lg.jp
※「鹿児島県・こそば」で検索でもOK！
（かごしま子育て支援パスポート 連絡こそば）



2 パスポートの画面を協賛店に表示してください。
※銀行のカードパスポートもご利用いただけます。
このマークが印字です

【問合せ先】鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課 ☎099-286-2800

赤ちゃんが生まれたら…



赤ちゃんのご誕生、おめでとうございます。

錦江町役場（田代支所）での手続きに、1時間程度かかりますので、お時間に余裕をもっておいでください。

【役場（支所）での手続き】

1) 出生届

赤ちゃんが生まれたら、出生届が必要です。赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に、届出人の所在地（住所地等）、父母の本籍地、子の出生地のいずれかの市区町村役場に届出ください。

お持ちいただくもの

- 印鑑
- 母子健康手帳
- 保護者の保険証 + 通帳 + 個人番号

場 所 錦江町役場 1 番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）

※国民健康保険対象の方は、お子様の保険証を錦江町役場6番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）にて作成します。

2) すくすくベビー券

新生児の子育てを応援するため、おむつ・ミルク・洋服等のベビー用品購入券を交付します。購入券については、町内で使用できるお店が決まっておりますので、ご確認ください。



対象者 町内に3か月以上居住しており、税金・保育料等に滞納がない方。

場 所 錦江町役場 7 番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）

3) 新生児訪問

全家庭に助産師・保健師が訪問します。困っていること、悩んでいること、なんでもご相談ください。（赤ちゃんの身体計測・母乳相談に応じます。）

4) 児童手当申請

場 所 錦江町役場 5 番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）

支給対象者 0歳～中学校卒業まで（15歳になった後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方 ※所得制限を超えた受給者 一律5,000円（月額）

対象年齢		手当の金額
0～3歳未満の児童		一律 15,000 円
3歳～小学校修了	第1子、第2子	※ 10,000 円
	第3子以降	15,000 円
中学生		一律 10,000 円

※18歳（高校卒業）までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

5) 産後ケア事業

錦江町では、育児支援を特に必要とする赤ちゃんと言後のお母さんが少しでも安心して過ごせるよう、赤ちゃんのお世話から産後のお母さんの体の気がかりまで、それぞれの状態に合わせたケア（来所型・訪問型・宿泊型）を行うための費用を一部助成しています。

＜産後ケアの対象となる方＞

◆錦江町の区域内に住所がある方

◆産後1年以内の方

◆産後に心と体の不調または育児不安等のある方

◆支援者が（高齢・遠方・就労・死亡等）いないため、支援が十分に受けられない方

※医療行為が必要な方は利用できません。

申し込み場所 錦江町役場7番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）

6) 未熟児養育医療給付

原則として出生体重が2500g未満で入院治療が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。

7) 子ども医療費助成事業

錦江町では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成制度を設けています。錦江町に住所があり、0歳から中学校3年生までのお子さんが病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費（自己負担分）を町が助成する制度です。ただし、各保険から給付される高額療養費、家族療養附加給付金等を除いた金額を助成します。

※学校管理下で発生したケガや疾病などは、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象になる場合があります。その場合、子ども医療費助成ではなく災害共済給付が優先となりますのでご注意ください。

錦江町役場 保健福祉課
国保窓口 ☎22-3041
田代支所 住民生活課
☎25-2511

鹿児島県内の医療機関等を受診した場合

健康保険証と子ども医療費資格者証を提示すると医療費の助成を受けることができます。

鹿児島県外の医療機関等を受診した場合

健康保険適用分の自己負担額を支払い、6ヶ月以内に役場窓口で必要なものを添えて還付申請をしてください。詳しくはお問い合わせください。

●償還払い対象者(課税世帯)

通常、診療月の2ヶ月後にご指定の口座へ振り込みます。

●窓口無料対象者(非課税世帯)

保険診療の一部負担金の支払が不要となります。(6歳に到達する日以後最初の3月31日まで)重心医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度等より子ども医療費助成制度が優先されます。窓口無料の資格者証を提示しなかった場合は、一部負担金を支払い、給付制度の支給申請または重心医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度等へ申請することになります。



【病院での手続き】

1) 新生児聴覚検査

新生児聴覚検査にかかる費用の一部補助を行っています。

※産科医療施設にて実施。

助成金額(初回検査:3,000円 確認検査 3,000円)

※妊娠届時に妊婦健康診査受診券と一緒に冊子で配布しています。

2) 出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産(妊娠85日以上の出産であれば死産、人工流産も含む)した際に支給されます。医療機関への高額の出産費用を直接支払うことがなくなり、窓口負担が軽減されます。

支給額 40万4千円(医療機関が産科医療補償制度に加入している場合、プラス1万6千円)

※国保連合会から医療機関への直接支払いのため、支給額より出産にかかる費用が安くなった場合のみ差額を本人に支給します。

※国民健康保険以外の保険に加入されている方については、同様の制度がありますので、各加入健康保険へお問い合わせください。

3) 産婦健診

出産後はホルモンバランスの影響で心身が不安定な状態になりやすい時期です。産後の2週間・1か月前後(2回助成)でご自身(産婦)の健康チェックを行うための受診票を母子健康手帳発行時に交付しています。お母さんのところとからだの状態を確認するために、産婦健康診査を受けましょう。産婦健診は産後2週間・1か月前後の計2回あります。

※県外への里帰りや県外出産は払い戻し助成で対応します。(1回あたりの助成額最大5,000円)

チャイルドシートって必要なの?

チャイルドシートは赤ちゃんを守る大事なもの。赤ちゃんの安全のために、必ず取り付けましょう。

退院する生後すぐから6歳未満の使用が義務づけられています。また、年齢が6歳を過ぎても、体の小さな子どもにはジュニアシートを使うようにしましょう!



お願い

小さなお子様を車内に一人にするのは危険です!!くれぐれも、お子様を車内に置いて車から離れないでください。

チャイルドシートの貸出をしています。

大根占子育て支援センターでは、チャイルドシートの貸出をしています。詳しくは ☎0994-27-4733へお尋ねください。(事前連絡が必要です!)

帰省中だが実家には、準備がしていない。下の子が生まれたけど、まだ購入していない。お友達を車に乗せることになったが、チャイルドシートが足りない。など急に必要になった時のためにお使いください。



なお、警察(交通安全協会 ☎0994-22-2673)でも貸し出しを行っております。お気軽にご連絡ください。

妊婦さんもシートベルト着用

妊娠中でも、シートベルトの着用により事故時の被害から母体と胎児を守ることができます。





転入したら…



錦江町へようこそ！ 錦江町役場（田代支所）
での手続きに、1 時間程度かかりますので、
お時間に余裕をもっておいでください。

お持ちいただくもの

- 印鑑
- お子様の母子健康手帳
- 保護者の免許証 + 保険証
+ 通帳 + マイナンバー

1) 転入届

引越しをしたら、14日以内に錦江町役場（田代支所）での転入手続きが必要です。
※引越し前には転出届を出しておく必要がありますので、忘れずに手続きをして
おいてください。
※マイナンバーカードによる転出届をされた方は、転出証明書の代わりにマイナン
バーカードを持参してください。

場 所 錦江町役場1番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）

2) 母子保健事業・予防接種について

母子保健事業については、すべての子育て家庭が自分にあったサービスを簡単に選
択、利用できるよう、アンケートにご協力いただき、必要な情報提供を行います。

予防接種については、決められた期間内であれば、定期及び任意予防接種が無料
で受けられます。予防接種の重複接種を防止するため、母子健康手帳のコピーを行い、
確認後、受診票の配布を行います。

予防接種は、感染症にかかる前に免疫をつけ、発症を予防・軽症化することができ
ます。

場 所 錦江町役場7番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）

3) 児童手当

児童手当※公務員の方は、各事務所で住所変更の手続きをしてください。

場 所 錦江町役場5番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）



4) 保育園・幼稚園

場 所 錦江町役場5番窓口（田代支所の場合は、住民生活課）

①下記の中から、ご希望の入園先の決定を行い、入園者年齢・希望日を教えてください。

● 錦江町内教育・保育提供施設（令和2年時点）

保育園等名称	定員	所在地	電話番号	開所時間	延長保育
法輪保育園	20	城元777番地	22-0010	7:00~19:00	18:00~19:00
めばえ保育園	20	神川3141番地26	22-0768	7:00~18:00	なし
ひかり保育園	20	城元4750番地3	29-0256	7:00~18:30	18:00~18:30
認定こども園 田代こども園	120	田代川原275番地1	25-2037	7:00~19:00	18:00~19:00
認定こども園 大根占幼稚園	90	城元517番地2	22-1233	7:00~19:00	18:00~19:00

②福祉担当者からご希望の入園先に入所確認を致します。

③入園申し込み書に記入後、提出をお願いします。

5) 小・中学校

住民窓口から教育委員会へ連絡致します。各学校にて手続きを行ってください。

学校名	住所	連絡先	FAX
大根占小学校	馬場50-2	22-0007	22-0107
神川小学校	神川3295	22-0201	22-0103
宿利原小学校	神川7260	23-0001	23-0110
池田小学校	城元5324	29-0002	29-0007
田代小学校	田代麓586-1	25-2002	25-2572
大原小学校	田代麓4816	25-2003	25-2588
錦江中学校	城元940	22-0009	22-0406
田代中学校	田代麓5624	25-2006	25-2573

6) 子ども医療費助成事業

対 象 中学校修了までの子ども

転入した場合は、受給資格の認定を受けて、資格者証の交付を受けてください。

※病院に受診する際は、必ず保険証とセットで病院に提示してください。

7) その他、暮らしに関すること

○犬の登録

犬を飼っている方は、引越し後、登録住所の変更が必要です。狂犬病予防法などの法令に基づき、登録が義務付けられています。

場 所 錦江町役場7番窓口(田代支所の場合は、住民生活課)

○水道・住居

水栓名義の変更などの手続きのある方は手続きをしてください。

場 所 錦江町役場建設課



小児科等のご案内

かかりつけの小児科を決めましょう

病 院 名	電話番号	診察日	受付時間	予約の有無
まつだこども クリニック 鹿屋市西原2-35-3	0994-52-0507 	月～土 火 14:30～ 土 午後休診	9:00～12:00 14:00～18:00	ネット・電話・ 窓口予約可(前 日までに予約)
こだま小児科 鹿屋市笠之原29-24	0994-41-5111 	月～土 木 午後休診	8:30～11:30 14:00～17:30 土 12:00～16:30	窓口・電話で要 確認★7:30よ り受付開始
おばま医院 鹿屋市寿2-2-1	0994-42-5235 	月～土 木・土 午後休診	9:00～11:30 14:00～17:30	直接病院へお 問い合わせく ださい。
やのファミリー クリニック 鹿屋市寿4-11-22	0994-43-6248 	月～土 土 午後休診	9:00～11:00 15:00～17:00	ネット・窓口予 約可★8:00よ り受付開始
えとう小児科 鹿屋市札元2-3771-7	0994-40-3700 	月～土 土 午後休診	8:30～12:00 14:00～18:00	17:30まで ネット予約可
おひさまこども クリニック 鹿屋市新川609-1	0994-42-7822 	月～土	8:30～11:30 14:00～17:30 (土16:30まで)	ネット24時間 受付可能★詳 細は、ネット で要確認!
夜間救急センター 鹿屋市共栄町14-18	0994-45-4119 	夜間のみ 19:00～ 翌7:00	18:30～翌6:30	夜間の急病者 のための病院で す。応急処置だ けに限られます。

2か月を過ぎたら予防接種の予定を立てましょう。

健診・予防接種等のお問い合わせ先

錦江町役場 保健福祉課 保険衛生チーム ☎0994-22-3044

健診や教室・相談など

1) 乳幼児健診・歯科健診

子どもの健全育成、健康の保持増進、病気や障がいの早期発見を目的とした健診は子どもの成長に欠かすことのできないものです。お子さんの健やかな成長を見守るため、乳幼児健診を必ず受診しましょう。※対象者には、事前案内がございます。

	内 容	持ち物
乳児健診(3～4・7～8か月) 会場：錦江町総合交流センター 受付時間：13時～13時15分	身体計測、問診、歯科栄養相談、 小児科医師による診察など	母子健康手帳・問診票・バスタオル・おむつ・着替え・必要な方はミルク
9～11か月児健診 ※病院に事前予約・日時の確認を行ってください。	医療機関で9～11か月児健康診査が受けられる受診券を母子健康手帳発行時に交付します。	母子健康手帳・受診券 ※詳細は19ページをご覧ください。
1歳6か月児健診 会場：錦江町総合交流センター 受付時間：13時～13時15分	身体計測、問診、歯科栄養相談、 歯科・小児科医師による診察など	母子健康手帳・問診票・尿・タオル
3歳児健診 会場：錦江町総合交流センター 受付時間：13時～13時15分	身体計測、問診、歯科栄養相談、 歯科・小児科医師による診察など	母子健康手帳・問診票・目と耳に関するアンケート・タオル
1・2・3歳児歯科健診 会場：錦江町総合交流センター 受付時間：13時～13時15分	問診、試食、はみがき、歯科医師による診察など	母子健康手帳・問診票・タオル・ 歯ブラシ・コップ

里帰り先での受診方法

※町外で健診を受ける予定がある方は、保健福祉課に必ず連絡してください。住所地の市町村や里帰り先の病院等に確認を行います。



9～11か月児健診

7-8か月児健診のあと、市町村で行う健診は1歳6か月児健診となります。

その間に9～11か月児健診は病院で受けていただくことになります。誕生日の前日までに、無料受診券を使って小児科で受診する健診です。子どもが楽しく充実した日常を過ごせるのは、日々の健康が保たれてこそです。子どもの健全育成、健康の保持増進、病気や障がいの早期発見を目的とした乳児健診は子どもの健康な成長に欠かすことのできないものです。必ず受診しましょう!!

病 院 名	電話番号	診察日	受付時間	予約の有無
まつだこども クリニック 鹿屋市西原2-35-3	0994-52-0507 	毎週木	受付12:30～ 診察12:30～14:00	3日前までネット 予約可能(前日 までに電話予約 可)
こだま小児科 鹿屋市笠之原29-24	0994-41-5111 	月2回 土曜	受付13:15まで 診察13:20～	完全予約制 電話で要確認
やのファミリー クリニック 鹿屋市寿4-11-22	0994-43-6248 	月～土 土 午後休診	9:00～11:00 15:00～17:00	ネット予約可 ★8:00より受付 開始
えとう小児科 鹿屋市札元2-3771-7	0994-40-3700 	月～土	9:10～11:00 14:10～17:30 (30分おきの予約)	電話での要予約!
おひさまこども クリニック 鹿屋市新川609-1	0994-42-7822 	月～土	1日2枠 不定休(ホームペー ジにて要確認)	ネット予約優先 ★ネットで要確 認

必ず妊婦健康診査受診票綴(ピンクの冊子)にある
9～11か月児健診票(黄色)をご持参ください。

※10か月頃が目安です。体調の良いときに受診してください。

子育てを楽しむヒント

まわりの人に上手に頼ろう

子育ては親だけでできるものではありません。
地域の人や祖父母などへの協力を、積極的に求めましょう。
身近に頼れる人がいない場合は、大根占・田代の子育て支援センターにお気軽にご相談ください。



家事を頑張り過ぎないで



家の中が多少散らかっていても、割り切ることが必要です。
特に産後しばらくや子どもが小さいうちは、子どもの昼寝中に家事を済ませようなどと思わず、一緒に眠って体を休めてください。

子育て仲間をつくろう！

子どもと二人っきりでいると、息が詰まることも。子育ての悩みなどを共有できる仲間があると心強くなります。ただし、親同士の付き合いが負担になる場合は、上手に距離を置いた付き合いを行いましょう。

ときには子どもと離れる時間をつくろう！

子どもと四六時中一緒にいるのは、大変なものです。時には、子どもをまわりの人や一時保育などを利用して預けて、リフレッシュする時間を作りましょう。(詳しくは、28ページをご参照ください。)

地域の子育て支援センターなどを利用しよう

子育てに関する相談や、子育て支援についての情報が入手できます。
また、センター内に遊び場を設けていたり、一時保育などのサービスを行っています。
(詳しくは、28ページをご参照ください。)



2) ひよこルーム (2か月児相談)

助産師による赤ちゃんの特徴、抱き方、おっぱいやミルクの飲ませ方等についてのアドバイスを受けることができます。ママ友との出会いや情報交換を行う場としてご利用ください。

対象者 1～2か月児とその母親

受付時間 13:00～13:15

場 所 錦江町総合交流センター

絵本のプレゼント (お好きな2冊)・ブックスタートを実施しています。



3) 離乳食 (ごっくん・かみかみ・ばくばく) 教室

乳児のいらっしゃるご家族を対象に、味覚の基礎をつくる離乳食の適切な進め方や調理法、味、舌の動きの観察や噛むことの大切さ、食べさせ方などについての教室を行います。

ごっくん教室 (5～6か月児)・かみかみ教室 (8～9か月児)・ばくばく教室 (1歳2～3か月児)

受付時間 9:15～9:30

場 所 錦江町総合交流センター・田代保健福祉センター

4) 母子相談 (お誕生相談含む)

身体計測・育児相談等を、錦江町総合交流センター・田代保健福祉センターでそれぞれ月1回行います。子育てに関する悩み事・相談事など何でもお気軽にご利用ください。

受付時間 10:00～10:30

場 所 錦江町総合交流センター・田代保健福祉センター

主な相談内容

食事	*発達発育*	*その他*
- 離乳食の進め方 - ムウ食い - 食事量が少ない	- 言葉の発達 - 卒乳の時期 - 便秘・下痢	- 予防接種 - 歯並びに関すること - アトピー・アレルギーなど

5) 小児科オンライン (事前予約が必要です。)

子どもの健康に関する不安や疑問を小児科の医師に LINE (ビデオ通話、メッセージチャット、音声通話) で無料相談できるサービスを実施しています。

対象者 錦江町在住の育児中の方 (0歳～中学3年生)

利用時間 平日 18時～22時

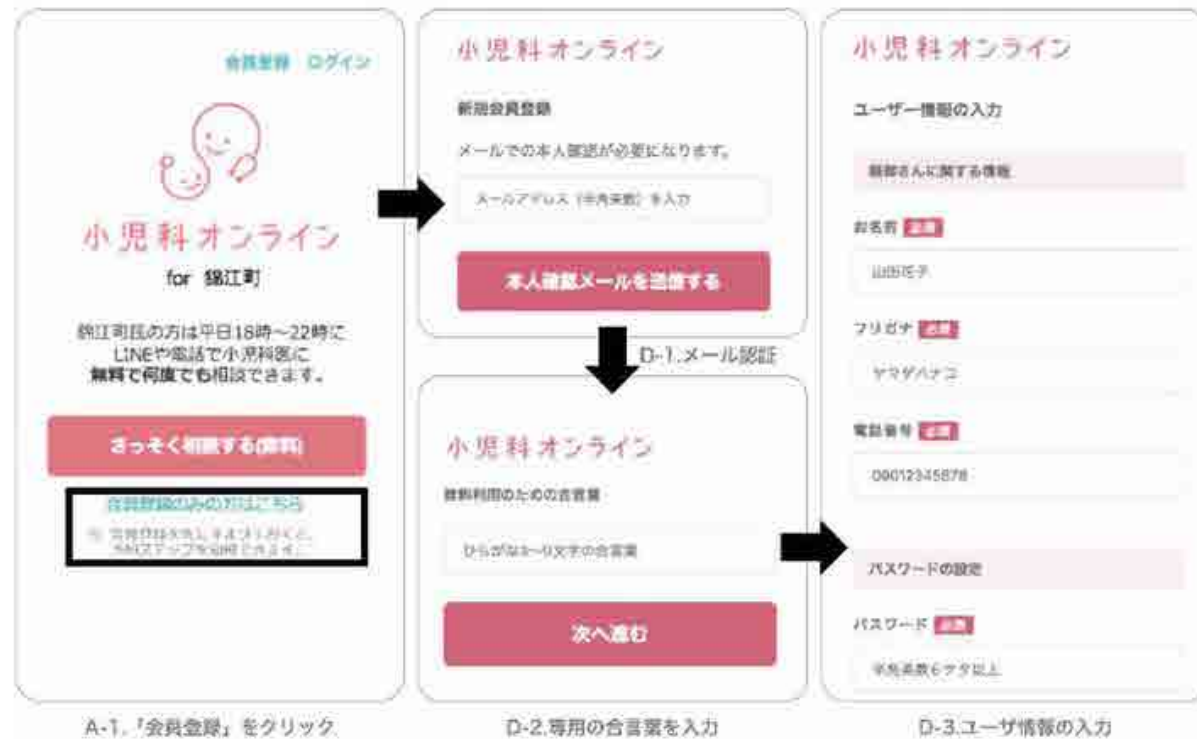
相談例) 湿疹・子どもの歩き方が気になる・予防接種の必要性についてなど
お気軽にご相談ください。





小児科オンラインの登録はお済み

会員登録の流れ



ですか？ 町民限定 無料で相談ができます！



予約の流れ



◆小児救急電話相談事業「# 8000」番について

子どもをもつ保護者等からの夜間の電話相談（病気、けが、応急処置等）に対し、看護師等が症状に応じた適切な助言を行います。

【相談窓口について】

「# 8000」番（又は 099-254-1186）※携帯電話からも利用可能。

6) たんぽぽ教室

～遊びを通して子育てについて考える～

スタッフや親は子どもの行動のすべてを受け入れ見守ります。子どもたちは「ダメ」の制限のない場で、自由に遊び、ぶつかり合い、喜怒哀楽を自然に体験し、成長していきます。

保護者は子どもが体験をしていく様子を見守りながら、子どもの気持ちを感じ、考え自ら振り返る学びの場としています。

対象者 乳幼児とその保護者

受付時間 10:00～10:30

場 所 錦江町総合交流センター

7) マミー運動教室

分娩後の体の戻りを早め、産後うつの防止等メンタルケアと子育てに必要な体力づくり、交流を深める教室を実施しています。

専門のインストラクターによる骨盤ストレッチやベビーマッサージを行います。

対象者 乳幼児とその保護者

受付時間 10:00～

場 所 錦江町総合交流センター

大根占子育て支援センター

☎ 27-4733

田代子育て支援センター

☎ 25-2037

8) はぐみん相談

子どもとどう関わればよいかわからない・自分の育児に自信が持てない・落ち着きがない・気持ちの切り替えが苦手・新しい環境に慣れにくい・言葉の数が少ない等、お子様の発達・発育で気になること、子育てで困っていることなどについてのご相談をお受けします。

※日程については、直接お伝え致します。☎ 22-3044 までお問い合わせください。

◆言語聴覚士による言語相談会

◆臨床心理士による心理相談会

場 所 錦江町総合交流センター



予防接種

1) 予防接種

子どもは年齢が低いほど免疫が未熟なため、感染症にかかりやすく、重症化しやすい傾向にあります。予防接種によって、感染症にかかる前に免疫をつけ、発症を予防・軽症化することができます。

予防接種には、法令で定められた定期予防接種と任意予防接種があり、定期予防接種及び任意予防接種は、決められた期間内であれば、無料で受けられます。

2) 小児インフルエンザ予防接種費用助成制度

毎年 10 月頃から季節性インフルエンザの予防接種をする子どもに一部助成を行います。助成期間を過ぎると全額自己負担になります。

接種料金 病院等で異なる場合がありますので予約の際にご確認ください。

助成額	対象者	助成内容
1,500円助成※	6 か月～ 13 歳未満	2 回接種のため 2 回分助成
	13 歳以上	一人 1 回のみ助成

※但し、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防に伴い、助成額は 2,500 円（13 歳未満は 2,500 円×2 回）になっています。





予防接種スケジュール



種類	年齢	接種時期
ロタウイルス	生後6週から接種可能 ロタウイルスワクチン2種類のうちどちらか1種類を経口接種 ロタリックス又はロタテック(どちらかお選びください)	
Hib(ヒブ)	2月～60月(5歳)に至るまで(接種回数は開始年齢により異なる) ①②③→④から7か月後～13か月後までに→追加④	標準的な予防接種の期間 生後2～6か月[7か月未満] 生後2～6か月 3回目までの接種は1歳未満に行う 4回目の接種は12～15か月齢に行う 27日間以上の間隔 27日間以上の間隔 4回目以降は3回目の接種から60日間以上の間隔を要する
小児用肺炎球菌	2月～60月(5歳)に至るまで(接種回数は開始年齢により異なる) ①②③→④から60日以上あけて1歳以上→追加(1歳～1歳3か月)④	
B型肝炎	2月～12月(1歳)に至るまで計3回接種 27日以上の間隔で2回接種し、第1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回(3回目)を接種。	
BCG(結核)	生後5月～12月(1歳)に至るまでの間に1回	
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	3月～90月(7歳6か月)に至るまで計4回接種(1回目は1歳6か月までに受けましょう) ①②③→④から1年後→追加④	
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満に1回接種	
麻疹風しん(MR)	生後7～11か月の場合[12か月未満] 7～11か月齢 12か月後 27日間以上の間隔 3回目以降は2回目の接種から60日間以上の間隔を要する	1期 生後12月～24月に至るまでの1日前の間に1回 2期 小学校入学前の1年間に1回
おたふく	生後12月から接種可能 MR1期、水痘、おたふく(流行性耳下腺炎)	
水痘	1歳の場合 12月～36月に至るまで計2回接種 1回目の接種から6月から12月までの間隔をおいて2回目の接種 60日間以上の間隔	
日本脳炎	平成19年4月2日以降生 2歳～5歳の場合[6歳未満] 定期接種の対象年齢は5歳未満です 3歳～7歳6か月の1日前 ①②追加 9歳～13歳未満 2期(標準は小学4年生)	
子宮頸がん予防(※)	平成7年4月2日～平成19年4月1日生(特別措置) 全4回のうち残りの回数を、未接種分を20歳未満まで接種できます。 詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。	中学1年生～高校1年生に相当する女子で3回 ①②③

※2020年10月1日からロタウイルスワクチンが定期接種の対象になります!
2020年8月生まれ以降の乳児が対象!!

その他

1) 子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」

「たんぽぽ」は妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない相談と支援を行う総合相談窓口です。

すべての子育て世代が、必要なサービスを利用し錦江町で安心して子育てできるよう支援します。

対象 妊産婦及び就学前の子どもとその保護者
(ただし相談があれば18歳までの子どもとその保護者)

内容 ○母子健康手帳交付各種手続きの案内
○妊娠、出産、子育てに関する相談や情報提供など
○子育てプラン作成

お気軽に
ご相談ください!
相談室も完備!

☆ご相談・お問い合わせ先☆

場所: 錦江町役場 本庁1階保健福祉課内

田代支所1階住民生活課内

受付: 月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く) 8時45分～17時15分

電話: 0994-22-3044(直通) 0994-25-2511(田代支所)

FAX: 0994-28-3367

メールアドレス(随時): eisei-h@town.kinko.lg.jp

*センターのマスコット

はぐみん



- ◆たんぽぽの妖精
- ◆誕生日: 4月1日生まれ
永遠の5歳の女の子
- ◆趣味: はぐするの大好き
- ◆好きな食べ物: 錦江町の名物「だいこん」・「いちご」
- ◆チャームポイント: 頭のたんぽぽ・わたぼうしを両手で包み込んでいるところ

由来: 「みんなで協力して育みあおう、子育てを一緒にサポートしあおう」という思いが込められています。

りんりん(「輪・隣」)



- ◆はぐみんの相棒、はぐみんといつも一緒にいる大切な存在。
- ◆チャームポイント: たんぽぽのしっぽ・お腹の綿毛

由来: 「思いやりの輪を大きく広げて、支えあえる者同士みんなと助け合いながら、一緒に育ちあう」という思いが込められています。

※マスコットは南大隅高校生の有志で作成されたデザインをもとに誕生し、センターの愛称「たんぽぽ」については、町民の皆様のアイデアから誕生しました。
皆様のご協力、誠にありがとうございました。

2) 子育て支援センター

対象者 未就学児とその保護者（無料で利用できます。）

子育て相談や遊びの場の開放（併設の幼稚園や保育園）育児講座や講演会など様々な活動を通して子育て中の方のお手伝いをしています。なお、保育園や幼稚園への入園も負担なくできるように園児とのふれあいや保育の活動を見たり参加したりしています。

大根占子育て支援センター

☎ 27-4733

田代子育て支援センター

☎ 25-2037

大根占子育て支援センター	田代子育て支援センター
【住所】 錦江町城元 517- 2	【住所】 錦江町田代川原 317
【事業の内容】 各月行事（クリスマス ひなまつり等）・自由遊び・お誕生会（ねんねアート）・赤ちゃん広場・ほほえみ広場・ママ広場・おはなし広場・育児相談	【事業の内容】 各月行事（もちつき 父の日母の日など）・バスでお出かけ・製作活動・お誕生会・ママのリフレッシュ講座・こどもの家・育児相談・絵本の貸し出し
 ※毎月ほほえみだよりを発行。	 ※毎月ひよこだよりを発行。

3) 一時預り（事前申し込みが必要です。）

大根占子育て支援センター ※初回の一時預かり利用については、事前に見学・申し込み書の記入が必要になります。 0994-27-4733 までご連絡ください。 ※お弁当・おやつを持参してお越しください。	対象：首がすわる（3か月頃）から未就学児 ※園児は除く。なお、町外で里帰り中の方や その他理由がある場合は、ご相談ください。 時間：月曜～土曜 8：30～16：30 料金：4時間までは1,000円。その後は1時間おきに200円ずつプラスとなります。 ※お弁当・おやつを持参してお越しください。
認定こども園 田代こども園 ※0994-25-2037 までご連絡ください。	対象：首がすわる（3か月頃）から未就学児 ※園児は除く。 時間：月曜～土曜 8：00～17：00 料金：1,600円 ※お弁当・おやつを含みます。
法輪保育園 ※0994-22-0010 までご連絡ください。	対象：歩行ができるようになってから未就学児 ※園児は除く。 時間：月曜～土曜 8：00～17：00 ※時間については、相談に応じます。 料金：1,000円 ※給食は1歳児～（白ごはんについては持参）・おやつも含みます。※離乳食については持参。

4) パパママの健康

①若年健診（国民健康保険被保険者の方）

20歳～39歳の方を対象に、生活習慣病予防を目的とした健康診断（身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図・眼底検査・医師の診察）が無料で受けられます。

②特定健診

40歳～74歳までの期間は、医療保険者が健診を実施します。

錦江町国民健康保険に加入されている方は、町の錦江町総合交流センターなどで行われる特定健診（身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図・眼底検査・医師診察）を無料で受けられます。

③各種がん検診

○申し込み 毎年調査票を各ご家庭にお送りしています。ご記入の上、保健福祉課へ提出してください。※費用の一部を自己負担していただく場合があります。

種類	対象者	実施内容	費用
子宮がん	20歳以上	問診・内診・子宮頸部細胞診	個別：1,300円 集団：600円
乳がん	30歳以上	問診、超音波検査 ※マンモグラフィ（2方向）は、 40歳以上の方	個別：1,800円 集団：1,500円
胃がん	40歳以上	問診・胃バリウム造影検査	集団：900円
腹部超音波検査	40歳以上	問診・肝臓・腎臓・脾臓・膵臓・ 胆のうのエコー	集団：1,500円
喀痰検査	ハイリスク者	喀痰細胞診	集団：700円
肺がん	40歳以上	問診・胸部レントゲン撮影	集団：無料
大腸がん	40歳以上	問診・便潜血反応検査（2日法） ※男性の国民健康保険被保険者の 方のみ	集団：無料
前立腺がん	50歳以上	問診・PSA 特異抗原血液検査 ※男性の国民健康保険被保険者の 方のみ	集団：無料
肝炎検査	40歳以上	問診・HBs 抗原・HCV 抗体検査 ※国民健康保険被保険者の方のみ	集団：無料
骨粗しょう症検査	40歳以上	問診・骨密度	集団：無料

保育について

1) 保育園

保育園とは、保護者が働いていたり、病気等のために家庭内で保育することができない時に、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。

○認定こども園…幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

錦江町役場 保健福祉課
福祉チーム ☎22-3042
田代支所 住民生活課
☎25-2511

●錦江町内教育・保育提供施設

保育園等名称	定員	所在地	電話番号	開所時間	延長保育
法輪保育園	20	城元 777 番地	22-0010	7:00～19:00	18:00～19:00
めばえ保育園	20	神川 3141 番地 26	22-0768	7:00～18:00	なし
ひかり保育園	20	城元 4750 番地 3	29-0256	7:00～18:30	18:00～18:30
認定こども園 田代こども園	50	田代川原 275 番地 1	25-2037	7:00～19:00	18:00～19:00
認定こども園 大根占幼稚園	40	城元 517 番地 2	22-1233	7:00～19:00	18:00～19:00

保育の必要性の認定

保育施設等の申込みをするためには、まず**保育の必要性の認定**を受けることが必須です。以下の項目は保育の必要性の事由であり、そのいずれかに該当することにより保育の必要性が認められます。

項 目	内 容	摘 要
①就 労	1か月に 48 時間以上労働することを常態としている場合	
②妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合	予定日の概ね2か月前から出産後3か月の末日の間入所できます。
③保護者の 病気・障がい	保護者が疾病や負傷している場合 保護者が精神や身体に障がい有している場合	
④病人の看護	長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がい有する親族を常時看護している場合	
⑤災害の復旧	火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合	復旧に要する期間入所できます。
⑥求 職 中	保護者が求職活動をしている場合	入所日より3か月の末日まで入所できます。

⑦就 学・ 職業訓練	学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合	卒業予定日または終了予定日の月末まで入所できます。
⑧児童の虐待・ DV等	児童の虐待又は再発のおそれがある場合 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合	
⑨育児休業・ 育児に専念	育児休業を取得する場合 育児に専念し、利用中の児童の継続利用が必要な場合	産後 12 か月の末日以内に入所できます。
⑩その他	上記に類する状態として市町村が認める場合	

保育料について

入園する児童の世帯構成や市町村民税から算出しますので、世帯により異なります。

年収 360 万円未満相当の世帯や、ひとり親世帯の子ども、また、所得に関係なく第3子以降（条件付き）は国の負担。年収 360 万円以上相当の世帯の第1子及び第2子は町独自による負担。なお、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料。詳しくは福祉（☎ 22-3042・田代支所 ☎ 25-2511）までお問い合わせください。

※延長保育費・通園送迎費、食材料費、行事費は保護者負担となります。ただし、食材料費については、副食（おかずやおやつ等）の費用が免除されます。（主食は現物持参）

入園申し込みについて

・新年度（4月）からの入園の場合 → 町の広報誌でお知らせします。

・年度途中申し込みについても、随時受け付けます。

なお、年度当初の申込と違い、**利用申込順に入園案内**することとなります。

利用申込に必要な書類について

※書類不備の方は利用申込書の受け付けができません。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼利用申込書（児童1人に1部ずつ必要）
- ②保育所入所調査票（兄弟姉妹が同時入所する場合は、児童3人まで1枚で可）
- ③同意書兼誓約書（保育の実施や保育料算定のための資料閲覧等の同意及び保育料納付等の誓約）
- ④保育が必要な事由に該当する証明書類（下表を参照）

保育の必要性の認定事由		必 要 書 類
就 労	常勤・パート等	「勤務（予定）証明書」 ※父親・母親のそれぞれが必要となります。
	自営業・内職	「就労証明書」
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間もない状態である	「母子健康手帳」（写し） ※表紙及び出産予定日が記入されているページ
	新生児の育児に専念するため利用中の兄弟姉妹が継続利用をすることが必要である場合	

保護者の 疾病・障がい	病気・怪我の場合	「病気・療養証明書」又は 「医師の診断書」(写し)
	右に該当する障がい者手帳等を持っている場合	「身体障がい者手帳」(写し) …第1種 「療育手帳」(写し) 「精神障がい者保健福祉手帳」(写し) …1級
	上記以外	その他、内容を証明するもの
病人の看護	長期にわたり、疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいのある親族を常時看護している	「看護証明書」
災害の復旧	火災、風水害及び地震などにより被災した場合	「被災証明書」等(写し)
求職中	求職活動をしている	「求職活動状況申立書」及び「ハローワークカード」(写し)
就学・職業 訓練	就学中の場合	「在学証明書」
	職業訓練校に通っている場合	職業訓練校に通っている状況がわかる証明書
育児休業	新生児の育児に専念するため利用中の兄弟姉妹が継続利用をすることが必要である場合	「勤務(予定)証明書」 ※産後休暇・育児休業中の方は、職場復帰日の欄に復帰日を記入してください。
児童の虐待・DVのおそれ		保護命令若しくはその他虐待又はDVの被害者である証明書
上記以外の要件の場合		児童を保育できない事を証明する書類 (例) 別居中・行方不明…「家庭状況調査票」等

※以下の書類は、該当する方からの提出となります。

⑤在園(施設利用)証明書

保育料の減額を認定するために、保育施設以外の施設(幼稚園等)に在園している未就学児童(兄弟姉妹)がいる場合に必要です。

⑥保育料算定のための税額を証明するもの(転入者の方が対象です)

平成30年1月1日に住所が錦江町外にあった方 ⇒ 平成30年度市町村民税課税証明書
平成31年1月1日に住所が錦江町外にあった方 ⇒ 平成31年度市町村民税課税証明書
(平成31年度の市町村民税課税証明書は、6月以降に前住所地の役所において交付を受けて提出してください)

※上記以外の方は、保育料算定に必要な課税に関する書類の提出は不要です。

2) 特別保育事業(延長保育事業)

現に保育園に入園している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童

※保育短時間

両親の1か月あたりの就労時間が、月48時間以上120時間未満の場合
…8時30分から16時30分 (※めばえのみ延長保育18:30まで)

延長保育	利用可能時間	延長保育
7:00	8:30	16:30
		19:00

※保育標準時間

両親の1か月あたりの就労時間が、ともに120時間以上の場合

利用可能時間	延長保育
7:00	18:00
	19:00

施設名	保育短時間設定時間
法輪保育園	8時30分～16時30分の8時間
めばえ保育園	8時30分～16時30分の8時間
ひかり保育園	8時30分～16時30分の8時間

※保育短時間認定の子どもの保育時間(利用時間)帯以外の利用については、延長保育となります。

3) 休日保育等

保護者が日曜日、祝日などに就労しているなどにより、家庭で保育できない場合にお子さんをお預かりします。

- 対象児童** 町内に住所を有し、保育所利用資格の認定を受けている児童または町内の保育施設に入所している児童
- 実施場所** 認定こども園 田代こども園
- 実施日** 日曜日、祝日(年末年始は除く)
- 実施時間** 8時～17時
- 申し込み方法** 毎年度本庁保健福祉課(福祉)または支所住民生活課(民生)へ登録申請を行ってください。



病後児保育について

病気の子どもは保育所に預かることができないため、病気が治るまで子どものそばで世話をしなければなりません。保護者が仕事の都合でどうしても休めない日もあります。

錦江町では、病気回復期にある子どもの一時的な保育や看護をする「病後児保育事業」を導入することで、子育てしやすい環境をつくり、子どもたちの健全な育成と保護者の子育て支援に取り組んでいます。

平成28年4月から大根占幼稚園で実施しており、町内の保育所に入所している児童が対象となります。

子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)

利用対象者は、町内に住所を有し、児童の保護者が疾病その他身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、また経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに短期入所を行うことができます。平成29年度から、町が委託している「かのや乳児院」(2歳未満)及び「大隅学舎」(2歳以上)において24時間体制で短期間(7日以内)預かります。

4) 幼稚園

幼稚園と保育園の違い

幼稚園は「教育施設」保育園は「児童福祉施設」です。

錦江町役場 保健福祉課
福祉チーム ☎22-3042
田代支所 住民生活課
☎25-2511

幼稚園名称	定員	所在地	電話番号	開所時間
田代幼稚園	70	田代川原280-1	25-2304	7:00~19:00
大根占幼稚園	50	城元517番地	22-1233	7:00~19:00

○昼食は給食が中心です。主食費（米など）は現物持参になります。

2歳未満の児童については、副食費（おかず代）として月額4,500円必要になりますが、保育料の中に含まれます。

3歳以上（毎年4月1日時点）の児童は令和元年10月1日からの無償化に伴い、国の免除または町の補助により無料となります。

利用手続き等のQ&A

(問1) 求職活動中の場合、ずっと保育施設等に入れますか？

(答) 求職活動を理由とする保育施設等の利用期間は、連続3か月以内（90日を超える日の月末まで）です。また、年度内においても3か月以内です。利用開始後90日を超える日の月末までに、就職先が決まらない場合や「保育を必要とする証明書（求職活動状況申立書）」の提出がない場合は、保育施設等を退所することになります。

認定こども園については、1号認定での利用が可能な場合がありますので、該当施設へご相談ください。

※ 求職活動を行わない場合は、利用はできません。

(問2) 月の就労時間は120時間を超えないが、週3日程度8時間程度勤務している。この場合は標準時間？短時間？

(答) 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労が常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合は、町の判断で保育標準時間認定することも可能であると考えています。

(問3) 例えば1日の就労時間は5時間ですが、勤務時間帯が午後1時から午後6時までのため、保育時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ない場合はどうですか？

(答) 1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ないと町が認める場合については、町の判断により、保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。

(問4) 1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系から、1か月の保育を必要とする時間帯が、まちまちの場合はどうですか？

(答) シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち、最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合、保育標準時間として認定することも可能であると考えています。

(問5) 支給認定証とはどのようなものですか？

(答) 子ども・子育て支援新制度の教育・保育にかかる支給を受けるために必要な証明書で保護者からの申請により、錦江町が交付します。支給認定証には、氏名、住所、認定区分等が記載されています。

(問6) 支給認定申請書の提出は毎年必要ですか？

(答) 認定証の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。
ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。
なお、3号の認定証の有効期間は最長で満3歳に達する日の前々日までですが、3号認定から2号認定への切り替えについては、有効期間に合わせて、錦江町が職権で行いますので、支給認定申請書の提出は不要です。

(問7) 1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続きが必要ですか？

(答) 支給認定証の有効期間内に、認定証に記載されている内容に変更があれば、本庁保健福祉課福祉チーム又は支所住民生活課民生チームに必ず届け出てください。

(問8) 支給認定を受けて、保育所等を利用開始後、錦江町外へ転出したらどうなりますか？

(答) 支給認定有効期間内に、町外へ転出された場合には、支給認定は取り消しとなります。
必ず、町へ届出を行い、支給認定証を返還してください。その上で、転出先市区町村へ新たに支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてください。

小・中学校、高校・大学

1) 小学校入学までの流れ

錦江町役場 教育課
☎22-0517

○10月 就学時健診

○1月末 教育委員会から入学通知書を発送

※町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。

小学校6校 中学校2校

	住所	連絡先	FAX
大根占小学校	馬場 20	22-0007	22-0107
神川小学校	神川 3295	22-0201	22-0103
宿利原小学校	神川 7260	23-0001	23-0110
池田小学校	城元 5324	29-0002	29-0007
田代小学校	田代麓 586-1	25-2002	25-2572
大原小学校	田代麓 4818	25-2003	25-2588
錦江中学校	城元 940	22-0009	22-0406
田代中学校	田代麓 5624	25-2006	25-2573

2) 就学援助制度

経済的な理由によりお子さんの就学諸費用にお困りの場合、保護者の方に学用品費・給食費などを補助する制度です。生活保護は受けていないものの、これに準ずる程度に生活が困難な方が対象になります。小学校入学前（就学時健診時）の説明、入学後には学校を通じて案内しています。

利用手続き等のQ&A

問1 指定校以外の学校に就学したい

特別な事情があると認められた場合は、手続きにより指定校の変更ができます。
教育委員会へお問い合わせください。

問2 就学費用のことで困ってます。

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、学用品費・給食費などの一部を援助する制度があります。教育委員会へお問い合わせください。

問3 お子さんの就学に不安がある（心身状態など）

発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。

3) 放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

錦江町役場 保健福祉課
福祉チーム ☎22-3042
田代支所 住民生活課
☎25-2511

	実施場所	TEL	対象学年	1人目料金	2人目料金
たけのこ学童クラブ	認定こども園 大根占幼稚園	27-4733	1～6年	5,500円	3,000円
田代学童クラブ	認定こども園 田代こども園	25-2037	1～6年	4,000円 7～8月のみ5,000円	
法輪学童クラブ	法輪保育園	22-0010	1～6年	4,000円	2,000円
めばえ学童クラブ	めばえ保育園	22-0768	1～3年	5,500円	3,000円
ひかり学童クラブ	ひかり保育園	29-0256	1～6年	5,000円	3,500円

4) その他

◆錦江町 MIRAI 寺子屋塾（公営塾）

（平成29年7月より開始）

本町では、子どもたちが地方にいても都市部と変わらない学習機会・選択肢を持てるように、ICTを活用した遠隔授業やWEBアプリによる学習教室を開設しています。

小学生（5～6年生）は、英語と算数、中学生（1～3年生）は、英語と数学の授業を定額料金で受講できます。

・小学生 3,000円 ・中学生 4,000円

※初回のみテキスト料として、小学生 4,499円、中学生 4,554円を追加で徴収します。毎月25日に農協口座より引き落としとさせていただきます。

内容：週に1回、学習会場（大根占小学校パソコン室 or 田代小学校パソコン室）にコースごと集合して、みんなでライブ授業を受けたり、インターネットを活用して、自宅や自習会場で学習したりします。※本事業にはふるさと納税寄付金が活用されています。

◆青少年健全育成事業

青少年健全育成事業の取り組み等は、教育課（☎22-0517）や社会福祉協議会（☎22-2000）にお問い合わせください。

未来づくり課 ☎25-1001

5) 奨学補助制度（高校・大学）

高校や大学に在学中の方や、進学される方を対象に奨学資金の貸付制度があります。

希望される方は、教育委員会へお問い合わせください。

【奨学金の種類と貸与月額について】

・大学奨学生 月額 20,000円以内 ・高校奨学生 月額 15,000円以内

応募資格 高等学校、大学（高専、短大、専門学校、大学院など）に在学中や進学される方

提出書類 奨学資金貸付願出書・推薦調書（在学中の学校に依頼）

錦江町役場 教育課
☎22-0517

障がいのあるお子さんへの支援

1) 手帳について

○身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体に障がいがある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。また、税の減免や交通・旅客運賃の割引などを活用できます。

手帳は、障がいの程度により、1級から6級までに区分されます。

◆対象者

身体障がい者等級表に掲げる視覚・聴覚・平衡・音声・言語またはそしゃく、上肢、下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、膀胱・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある者

◆お持ちいただくもの

手続き	必要な場合	印鑑	写真	診断書	手帳
※交付申請	初めて手帳を受け取るとき	○	○	○	—
再交付申請	程度変更	○	○	○	○
	障がい追加	○	○	○	○
	再認定	△	△	○	○
	紛失	○	○	—	—
	破損	○	○	—	○
	写真貼替	○	○	—	○
届出	居住地変更	—	—	—	○
	氏名変更	—	—	—	○
	返還	—	—	—	○

凡例 ○：必ずお持ちください。△：後日必要になる場合があります。

◆写真について

縦4cm×横3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後1年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）

※フォトプリント用の用紙に印刷したものに限りません。

◆診断書について

障がい別の所定の身体障がい診断書・意見書（申請前6か月以内に診断を受けたもの）が必要になります。県が指定した医師以外によるものは無効です。

※町外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、障がい福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。



注意事項

◆再認定について

身体障がい者手帳の障がい程度が、成長、進行性の病変または更生医療の適用等により変化が予想される場合は、再認定を行い、障がいの現状を判断する必要があります。再認定対象者には、手帳交付時に通知いたします。再認定は、身体障がい者手帳の申請をされたのと同様に、身体障がい者福祉法第15条の規定に基づき医師の診断を受け、身体障がい者診断書・意見書を提出していただくことになります。

大隅児童相談所 住所：鹿屋市打馬2-16-6 TEL：0994-43-7011（内線472）

○療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、この手帳を見せることにより様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。手帳は、障がいの程度により、A1、A2、B1、B2に区分されます。

◆対象者

児童相談所で知的障がいと判定された方

◆お持ちいただくもの

手続き	必要な場合	写真	手帳	印鑑
※①交付申請	初めて手帳を受け取るとき	○	—	○
転入届	他都道府県、他市町村から転入した時	—	○	○
※②再判定	次の判定年月日の約2ヶ月前になった時	○	○	○
再交付申請	紛失	○	—	○
	破損	○	○	○
記載事項変更届	住所変更	—	○	○
	氏名変更	—	○	○
	その他	—	○	○
返還届	死亡	—	○	○

凡例 ○：必ずお持ちください。

※①交付申請の時は、事前に児童相談所への判定の予約が必要です。

※②再判定の時は、児童相談所へ、手帳所持者が予約をし、再判定を受けてください。（申請の必要はありません。）

◆写真について

縦4cm×横3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後1年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）

※フोटプリント用の用紙に印刷したものに限りません。



注意事項

※町外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、障がい福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

○精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が各種サービスの支援策が講じられることを促進し、社会復帰と自立と社会参加の促進を図ることができます。

手帳は障がいの程度により、1級から3級までに区分されます。

◆対象者

精神疾患を有する者（知的障がいを除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者。

◆お持ちいただくもの

手続き	必要な場合	申請書 ※1	写真	印鑑	添付書類 ※2	手帳
新規交付申請	初めて手帳を受けるとき	○	○	○	○	—
更新	有効期限が切れたとき	○	△※3	○	○	○
程度変更	障がいの程度が変わったとき	○	○	○	○	—
紛失	手帳をなくしたとき	—	○	○	—	—
破損	手帳を破損したとき	—	○	○	—	○
居住地変更	住所が変わったとき	—	—	○	—	○
氏名変更	名前が変わったとき	—	—	○	—	○
返還	死亡したとき	—	—	○	—	○

凡例 ○：必ずお持ちください。

※1…申請書は保健福祉課にあります。

※2…添付書類は（ア・イのいずれか）

ア：医師の診断書（精神障がい者保健福祉手帳用）

イ：障がい者年金関係書類（精神障がいを事由とする）及び同意書

【関係書類の例】年金証書の写し、裁定通知書の写し、直近振込通知書の写しなど

※3…現在受けている手帳（写真付）で5回目の更新時には必要です。旧制度の手帳を更新する場合も必要です。

◆写真について

縦4cm×横3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後1年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）

※フोटプリント用の用紙に印刷したものに限りません。

注意事項

・初診日から6ヶ月以上経過している方。

・精神障がい者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。

（有効期限のおおむね3ヶ月前から更新手続きができます。）

・申請をしてから手帳の交付までには2ヶ月程かかります。

※町外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、障がい福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。



2) 各種手当、共済など

○特別児童扶養手当

◆対象者

重度もしくは中度の身体障がいまたは、知的障がい、精神障がいがある20歳未満の在宅の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方。

身体障がい	身体障がい者手帳1級から3級及び4級の一部程度 (内部障がいについては、日常生活が著しい制限を受ける程度のもの)
知的障がい	療育手帳A1、A2、B1程度
精神障がい	上記の身体障がい、知的障がいに準ずる程度のもの(日常生活が著しい制限を受けるもの)

◆内容

支給額(月額) 1級:52,200円 2級:34,770円

※支給額は、年によって変動する場合があります。

※町外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、障がい福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

支給方法 口座振替

支給時期 年3回(4月、8月、11月期(4月・8月・11月の10日))

◆お持ちいただくもの

- ・認定請求書 ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票の写し
- ・認定診断書 ・日常生活の状況について
- ・身体障がい者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)
- ・マイナンバーカード又は通知カード(保護者及び児童)
- ・印鑑・振込先口座申出書
- ・保護者(受給者)名義の預金通帳
- ・保護者(受給者)が対象児童と別居している場合は、別居監護申立書

◆申請時期…随時

注意事項

障がいを支給事由とする公的年金と併給はできません。
施設入所児は除きます。所得制限があります。



○障がい児福祉手当

◆対象者

町内に住所がある20歳未満の児童で、身体障がい者手帳1級及び2級の一部並びに、療育手帳の一部に該当する者

◆内容

支給額(月額) …14,790円(※支給額は、年によって変動する場合があります。)

支給方法…口座振替

支給時期…年4回(5月、8月、11月、2月)

◆お持ちいただくもの

- ・認定請求書 ・戸籍謄本 ・認定診断書
- ・身体障がい者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)
- ・マイナンバーカード又は通知カード(保護者及び児童)
- ・本人(対象児童)名義の預金通帳(ゆうちょ銀行は振込専用の口座番号が必要です)
- ・所得状況届 ・所得証明書 ・印鑑

◆申請時期…随時

注意事項

施設入所児は除きます。所得制限があります。障がいを支給事由とする公的年金と併給はできません。



○障がい者扶養共済

◆対象者

障がいのある方(身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A1～B2及び精神障がい者保健福祉手帳1～3級程度の永続的障がいを有する者)を扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など)で、次のすべての要件を満たしている者

- ・町内に住所があること
 - ・加入時(口数を追加される場合は、口数追加時)の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
 - ・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ※健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります

◆内容

障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を払い込み、加入者がお亡くなりになった、または著しい障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた障がいのある方に月額一口20,000円の年金を支給します。

1人の障がいのある方につき二口まで加入できます。

加入者は、1人の障がいのある方に対して1人です。2人以上で同一の障がいのある方の加入者になることはできません。

◆掛金について

1. 掛金月額

掛金の月額、加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。（9,300円～23,300円）

※掛金は改定される場合があります。

2. 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して、掛金の減免を行っています。詳しくは県障がい福祉課または保健福祉課までお問合せください。

県障がい福祉課 TEL:099-286-2744

○弔慰金の支給について

加入期間が1年以上で、障がいのある方が加入者より先にお亡くなりになられた時は、加入者に対し加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に弔慰金が支給されます。

1～5年未満 … 50,000円

5～20年未満 … 125,000円

20年以上 … 250,000円

※制度の見直し等により、弔慰金の額が改定される場合があります。

◆お持ちいただくもの◆

・印鑑

・障がいの程度を証明する書類（手帳）など

注意事項

各手続きにより必要書類が異なりますので県障がい福祉課または保健福祉課までお問い合わせください。

県障がい福祉課 TEL:099-286-2744



3) 各種障がい福祉サービス

○障がい児支援サービス

障がい児支援サービスは、通所などにより障がい特性に合わせた専門的な支援を提供するものです。

サービス名	内容
児童発達支援	通所などにおいて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練などを行うものです。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適用することができるよう、身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効率的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが難しく著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、基本的な動作指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

○障がい児支援サービス利用の手続き

障がい児支援サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになります。

①相談・情報収集	相談場所 保健福祉課 サービス提供事業所 相談支援事業所
②支給申請	申請窓口 保健福祉課 提出書類 支給申請書 同意書 障がい児相談支援支給申請書 障がい児相談支援依頼（変更）届出書
③聴き取り	障がいや生活の状況について聴き取りを行います。
④サービス利用意向の聞き取り	相談支援事業所により聞き取りを行い、利用したいサービス等を含んだサービス利用計画案を役場に提出してもらいます。
⑤支給決定	サービス利用計画案生活状況等を勘案し、障がい児支援サービスの支給量と利用者負担額の上限月額を決定します。
⑥受給者証の発行	支給決定した内容を受給証に記載して利用者に交付します。
⑦利用の申し込みと契約	交付された受給者証を指定サービス事業者に提示して、サービス内容を確認し、利用に関する契約を結びます。
⑧サービス利用	利用者が契約したサービス事業者からサービス提供を受けます。
⑨利用者負担額の支払い	サービスを利用した場合は、利用者負担額を事業者へ直接支払います。事業者は提供したサービスについての給付費（利用者負担額を除く）を町役場に請求します。

○障がい児の利用者負担

◆障がい児支援サービスの定率負担は、原則 1 割ですが、所得に応じて 4 区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	町民税非課税世帯		0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	居宅で生活する障がい児	4,600 円
		居宅で生活する障がい者及び 20 歳未満の施設入所者	9,300 円
一 般 2	上記以外		37,200 円

※就学前の満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間は無償化となります。

◆利用できるサービス提供事業所

町内には利用可能なサービス事業所はありません。詳細については、保健福祉課までお問い合わせください。

○自立支援医療（育成医療）

対象者 18 歳未満の児童

内容 障がい部位に対する手術等により、障がいを軽減し、日常生活の便宜を図るための医療の給付を行います。
利用にあたっては、医療を開始する前に必ず申請を行ってください。また、身体障がい者手帳を所持していなくても対象となります。



注意事項

診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、あらかじめご相談ください。原則として費用の 1 割の自己負担と所得に応じた上限額の設定があります。

◆お持ちいただくもの

- ・支給申請書
- ・印鑑
- ・健康保険証（写し）
- ・育成医療意見書（指定医療機関医師によるもの）
- ・税務情報閲覧に関する同意書
- ・特定疾病療養受給者証（該当者のみ）
- ・マイナンバーカード又は通知カード（受診者と同一保険の加入者全員分）

○日中一時支援事業

◆対象者：常時介護を必要とする障がい児・者等

◆内容

介護者の必要に応じ、錦江町に登録した事業所等において障がい児・者の日中活動の場所を一時的に提供することにより、介護者の就労支援、一時的な休息を図ります。利用者の身体状況等により 1 か月の利用日数が決定されます。

◆利用料

食費・光熱水費等実費については直接事業所にお支払いいただきます。町にお支払いいただく利用料はありません。

◆お持ちいただくもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか
- ・手帳等をお持ちでない場合は介護を必要とする証明書（医師の診断書、児童相談所の判定書等）
- ・印鑑

注意事項

2 年に 1 回の申請が必要になります。

錦江町に登録した支援事業所でのみサービスの利用が可能ですので、事前に保健福祉課までお問い合わせください。

(令和 2 年 3 月 16 日現在)

名称	郵便番号	所在地	電話	QRコード
ちょこっと (Just a Little)	893-0064	鹿屋市西原 2 丁目 553	0994-42-0443	
(株) ベストサポート おおすみ	893-1612	東串良町池之原 1233 番地	0994-63-2699	
まあむ (株) 綾福祉会	893-0056	鹿屋市上野町 4790 番地 1	0994-45-7136	
和光学園 (社会福祉法人 愛光会)	891-2303	鹿屋市海道町 156 番地	0994-46-2956	

○移動支援事業

◆対象者：外出時に支援が必要な障がい児・者等

◆内容

- ・障がい児・者等の外出における個別への移動支援
 - ・複数の障がい児・者等からなるグループの外出における集団への移動支援
- ※サービスの提供範囲については、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

◆利用料：無料

◆お持ちいただくもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか
- ・手帳等をお持ちでない場合は介護を必要とする証明書（医師の診断書、児童相談所の判定書等）
- ・印鑑

注意事項

- ・2年に1回の申請が必要になります。
- ・錦江町に登録した事業所でのみサービスの利用が可能ですので事前に保健福祉課へお問い合わせください。

名称	郵便番号	所在地	電話	QRコード
和光学園 (社会福祉法人 愛光会)	891-2303	鹿屋市海道町 156 番地	0994-46-2956	

4)発達上の心配や障がいのある児童・生徒の就学

「どんな学校や学級があるの?」「わが子に合ったサポートが受けられるのかしら」「どこに相談をすればいいんだろう」など、わからないことや不安な点が多くあると思います。お子さんのこれからの成長を願って、一人一人に最もふさわしい教育環境や支援のあり方を共に考え、決定していきます。

錦江町役場 教育課
☎22-0517



●特別支援教育

少しわかりやすく言い換えると、「それぞれのこどもの障がいや特性に応じて、具体的な指導や支援を行うことで、苦手なことを補い、本来持っている能力を伸ばすための教育」となります。

- 例えば……
- ・専門性のある教員や支援員といった人的な配置
 - ・落ち着いて学習できる環境の整備
 - ・わかりやすい教材の工夫
 - ・不安感を和らげるような声掛け
 - ・相談体制や場所の確保など
 - ・就学相談

教育委員会の相談員がお子さんの参観、保護者との懇談を行います。早い時期から準備が大切とされていますので、年中児から相談を始めています。より良い就学についての相談の他、日頃の子育ての悩みもお聞きます。

◆学校見学・体験

特別支援学校（養護学校）、町内への小学校への見学や体験をお勧めしています。学校公開日以外にも、個別に申し込むことが可能です。見学の際は、事前連絡をお願いします。実際に説明を聞くことで、疑問点が解決したり、不安が和らいだりしたという方もいらっしゃいます。

◆就学先の決定

お子さんの障がいの様子やご家庭の希望、専門家の意見、学校や地域の状況などを総合的に勘案し、教育委員会に設置された委員会の助言及び判断を経て、最も適した就学先を決定します。特別支援学校に就学される場合は、10月末までに県教育委員会に通知しなくてはならないために、スケジュールに余裕を持って準備を進めるように心がけています。

●近隣の特別支援学校

学校名	住所	TEL	FAX	種別
鹿屋養護学校	鹿屋市大浦町 14000	0994-44-5109	0994-44-5239	知的障がい・ 肢体不自由
加治木養護学校	始良市加治木町木田 1784	0995-63-5729	0995-63-5498	病弱・肢体 不自由
鹿児島盲学校	鹿児島市西谷山一丁 目 3 番 3 号	099-263-6660	099-263-6659	視覚障がい
鹿児島聾学校	鹿児島市下伊敷一丁 目 52-27	099-228-2200	099-228-2211	聴覚障がい

◆特別支援学級

通常の学級における指導だけでは、十分に効果を上げることが難しいお子さんのために編成された少人数の学級です。令和2年度の町内小中学校の設置状況は、「知的障がい」が小学校3校・中学校1校、「自閉症・情緒障がい学級」が1校です。

◆通級指導教室

発音や言葉が気になるなど、一部特別な支援を必要とするお子さんを対象に、教育的な支援を行う教室です。お子さんのニーズに応じて、週1時間鹿屋市の小学校で通級し、学びます。

教室名	対象となるお子さん	設置学校
ことばの教室	言語障がい 話し方に特徴がある。コミュニケーションがとりにくい。 ことばの発達が心配。	鹿屋小学校 西原台小学校

5) 障がいについての相談・情報提供窓口

1. 障がい福祉についての総合的なご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
錦江町保健福祉課	893-2392	錦江町城元 963	22-3043	28-3367
肝属地区障がい者 基幹相談支援センター	893-0006	鹿屋市向江町 29-2 (鹿屋市社会福祉会館内)	0994-35-4801	43-2050

◆障がい者基幹相談支援センター

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、専門職員が、面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助、職業に関する相談、その他の生活全般に関する相談支援を行います。

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
肝属地区障がい者 基幹相談支援センター	893-0006	鹿屋市向江町 29-2 (鹿屋市社会福祉会館内)	0994-35-4801	43-2050

2. 18歳未満の児童についての総合的なご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
大隅児童相談所	893-0011	鹿屋市打馬 2-16-6	0994-43-7011	43-7016
児童相談所 虐待対応ダイヤル			189 ※通話料無料	

3. 保健・医療についての総合的なご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
錦江町保健福祉課	893-2392	錦江町城元 963	22-3041	28-3367
鹿児島県精神保健福祉センター	893-0021	鹿児島市小野 1-1-1	099-218-4755	099-228-9556

4. 高次脳機能障がいについての総合的なご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
高次脳機能障がい者 支援センター	890-0021	鹿児島市小野 1-1-1	099-228-9568	099-228-9556

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態をいいます。

注意力の低下、新しい事が覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また外見上での判断は難しいため、周囲の理解が得られにくいです。

5. 就労・雇用についてのご相談は

名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
ハローワークかのや (鹿屋公共職業安定所)	893-0007	鹿屋市北田町 3-3-11	0994-42-4135	44-9546
おおすみ障がい者就業・ 生活支援センター	893-0006	鹿屋市向江町 29-2 (鹿屋市社会福祉会館内)	0994-35-0811	35-0812

◆ハローワークかのやでは、心身障がい者を対象とした短期間雇用（原則3ヶ月）を通して、常用雇用移行へのきっかけ支援を行う障がい者トライアル雇用を行っております。詳細はハローワークかのやまでお問い合わせください。

◆障がい福祉サービスの中の就労移行支援・就労継続支援について、一般企業への就職が困難な障がいのある方に就労機会を提供するとともに、就労に対する知識と能力の向上に必要な訓練を提供する事業です。

●就労移行支援

企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上や実習を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる 65 歳未満の方に対して、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを行う。

●就労継続支援 A 型

就労移行支援を利用した結果、現時点では企業などに就労することが困難と判断された障がい者に、雇用契約に基づく就労機会を提供する。

●就労継続支援 B 型

就労移行支援を利用した結果、現時点では企業に就労すること、雇用契約に基づく就労が困難と判断された障がい者に対して、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練を支援する。





ひとり親家庭への支援



1) 手当・助成

●ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費（医科・歯科・調剤など）が助成されています。所得税制限があります。

錦江町役場 保健福祉課 福祉チーム
☎22-3042
田代支所 住民生活課 ☎25-2511

お持ちいただくもの
●印鑑 ●健康保険証 ●通帳

●児童扶養手当

児童扶養手当とは、離婚などの理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対して手当を支給することにより、家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

お持ちいただくもの
●戸籍謄本
●住民票（個人番号記載）
●印鑑
その他必要書類は窓口へご確認ください。

◆対象者

手当を受けられる方は、日本国内に住民登録し、次の支給要件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している父又は母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方です。

以下の条件にあてはまる児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、及び養育者（母又は父が監護しない場合）の方

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父母とも不明である児童

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達した場合でも、心身に中程度以上の障がいを有する場合は、20歳未満の者。

※支給には申請が必要で、その他の支給要件もあります。それらの支給要件に該当するかは、ご相談ください。

◆手当額（令和2年4月現在）月額

区分	第1子	第2子	第3子以降
全部支給	43,160円	10,190円を加算	1人につき6,110円ずつ加算
一部支給	43,150円～10,180円	10,180円～5,100円	1人につき6,100円から3,060円ずつ加算

2) 母子家庭等自立支援給付金（事前申請が必要）

母子・父子家庭の母、父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等技能訓練促進費があります。受講費用などの一部を支給します。

お持ちいただくもの
●印鑑
●健康保険証
●通帳

●母子・寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談をおこなっています。

○貸付の種類について

- | | | | |
|--------------|---------|---------|---------|
| ・修学資金（高校～大学） | ・事業開始資金 | ・事業継続資金 | ・技術習得資金 |
| ・修業資金 | ・就職支度資金 | ・住宅資金 | ・転宅資金 |
| ・就学支度資金 | ・結婚資金 | ・生活資金 | ・療養資金 |

お持ちいただくもの
●印鑑
●健康保険証
●通帳





医療機関リスト等



休日当番医

休日当番医は、日・祝日などに急を要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察を行う医療機関です。休日に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、その日の休日当番医（休日当番医は広報誌をご確認ください。）へご相談ください。

医療機関名	住所	TEL
肝属郡医師会立病院	錦江町神川 135 番地 3	22-3111
藤崎クリニック	錦江町城元 96-6	22-2238
大根占医院	錦江町馬場 445-2	22-2658
長浜医院	錦江町城元 895-6	22-0137
濱畑クリニック	錦江町田代川原 403	25-2575
じょうさいクリニック	南大隅町根占川南 3772	24-2977
津崎医院	南大隅町根占川北 1725	24-2153



町内医療機関等リスト

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう！



病院名	診療科	TEL
肝属郡医師会立病院	内科・神経内科・外科・消化器内科・泌尿器科・眼科・整形外科・循環器内科・糖尿病内科・呼吸器内科・肝臓内科・血液内科・物忘れ外来	22-3111
藤崎クリニック	外科・胃腸科・内科	22-2238
大根占医院	内科・脳神経外科・理学診療科	22-2658
長浜医院	内科・外科・耳鼻咽喉科	22-0137
濱畑クリニック	内科・整形外科・リハビリテーション科	25-2575
池田へき地診療所	内科・外科	29-0737
宿利原巡回診療所	内科・外科	23-0060

歯科医院

病院名	訪問診療	TEL
岩城歯科医院	訪問診療 可	22-0106
神田歯科医院	訪問診療 可	25-2058
川前歯科医院	訪問診療 可	22-0248
坂元歯科医院	訪問診療 可	22-0118

薬局

薬局名	店舗名	住所	TEL
かわごえ薬局	本店	城元 585-1 (相談薬局)	22-0005
	役場前店	城元 734 (処方箋薬局)	22-3316
	塩屋店	城元 100-5 (処方箋薬局)	28-3155
川口薬局		馬場 423-3	22-2265
肝属調剤薬局	NPO 法人	神川 175-1	22-3123
おおすみ薬局	田代店	田代川原 433-4	25-1446

役場案内

所在地：893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地

部局	課・局等	チーム	事務	電話番号
町長 部局	総務課	総務チーム	人事、給与、文書管理、情報公開、庁舎管理、公用車管理、財政全般、予算、消防交通、自治会、財産管理、電算	22-0511
	政策企画課	政策企画チーム	企画調整、行政改革、広報統計、企業誘致	22-3032
	未来づくり課	未来づくりチーム	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、ふるさと納税、移住定住誘致	25-1001
	住民税務課	税務チーム	町税、国民健康保険税、各種証明、年金、戸籍、環境衛生	税務 22-3037
		住民チーム		住民 22-3039

各種母子事業一覧・相談窓口情報

乳児健診

会 場 錦江町総合交流センター
 受付時間 13:00～13:15
 ☆3～4か月児健診
 対象者 産婦、3～4か月児
 内 容 身体測定、問診、検尿・血圧(産婦)、
 内科診察、個別指導
 ★7～8か月児健診
 対象者 7～8か月児
 内 容 身体測定、問診、
 内科診察、個別指導

1歳6か月児健診

会 場 錦江町総合交流センター
 受付時間 13:00～13:15
 対 象 者 1歳6か月児～1歳8か月児
 内 容 身体測定、問診、検尿、
 内科・歯科診察、個別指導、
 フッ素塗布

3歳児健診

会 場 錦江町総合交流センター
 受付時間 13:00～13:15
 対 象 者 3歳6か月児～3歳7か月児
 内 容 身体測定、問診、検尿、
 内科・歯科健診、個別指導、
 フッ素塗布

1・2・3歳児歯科健診

会 場 錦江町総合交流センター
 受付時間 13:00～13:15
 対 象 者 1歳児、2歳児、
 2歳6か月児、3歳児
 保護者(1歳児)
 内 容 問診、歯科診察、フッ素塗布、
 集団指導、個別指導、
 歯科診察(1歳児の保護者)

母子相談

受 付 午前10:00～10:30
 場 所 錦江町総合交流センター
 田代保健福祉センター
 対象者 乳幼児とその保護者
 内 容 身体測定、生活指導、虫歯予防処置
 お誕生相談(1歳児)

マミー運動教室

受 付 10:00～
 場 所 錦江町総合交流センター
 田代保健福祉センター
 対象者 産後2か月以降の母親
 内 容 ベビービクス、骨盤呼吸法(骨盤
 ストレッチ・骨盤チェック)
 ※子育て支援センター(大根占・田代)へ申
 し込んでください。
 ・大根占支援センター 080-6452-1658
 ・田代支援センター 0994-25-2037

たんぽぽ教室

受 付 午前10:00～10:30
 場 所 錦江町総合交流センター
 対象者 乳幼児とその保護者
 内 容 遊びを通して子育てを学ぶ

妊婦教室・ひよこルーム

受 付 午後1:00～1:15
 場 所 錦江町総合交流センター
 妊婦教室対象者 母子健康手帳交付者
 (おばあちゃんと参加可)
 ひよこルーム対象者 1～2か月児と母親

離乳食教室

受 付 午前9:15～9:30
 対象者 ごっくん教室 5～6か月児
 かみかみ教室 8～10か月児
 ぱくぱく教室 1歳児

お問合せ先：錦江町役場衛生チーム ☎0994-22-3044(直通) 支所 ☎0994-25-2511

	保健福祉課	福祉チーム	国民健康保険、介護保険、 後期高齢者医療、福祉、 健康づくり、子育て世代包 括支援センター、保健衛 生、地域包括支援センター	福祉 22-3042
		保険衛生チーム	国保 22-3041	衛生 22-3044
		介護チーム	介護 22-3043	
	産業振興課	経済チーム	農政、商工、作物、畜産、	経済 22-3034
		生産振興チーム	林務、水産、耕地、治山、	生産振興・基盤
		基盤整備チーム	農道、林道	整備 22-3036
	建設課	建設チーム	町道、河川、都市計画、	22-3033
		水道チーム	建築確認、登記事務、	
		住宅チーム	水道、住宅	
教育委員会	教育課	教育総務チーム	学校教育、給食センター、 生涯学習、文化振興、	22-0517
		生涯学習チーム	社会体育、社会教育	
	議会事務局 (監査委員事務局)		議会、監査	22-3045
選管	選挙管理委員会事 務局		選挙	22-3040

支所 所在地：893-2492 鹿児島県肝属郡錦江町田代麓 827 番地1

部局	課・局等	チーム	事務	電話番号
町長 部局	観光交流課	観光交流チーム	観光、特産品、都市交流	28-2488
	住民生活課	税務地籍チーム	消防交通、会計、財産管 理、自治会、公用車管理、 庁舎管理、町税、国民健 康保険税、地籍調査、福 祉、保健衛生、健康づく り、国民健康保険、介護 保険、後期高齢者医療、 戸籍、各種証明	25-2511
		民生チーム		
	産業建設課	建設チーム	町道、河川、耕地、治山、 農道、林道、水道、農業 集落排水、農政、畜産、 林務、農業委員会	
		経済チーム		



相談窓口情報



あなたを支える「つながり」があります。ひとりで悩まずにご相談ください。

こころの健康・いのちに関する相談			
錦江町子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」	0994-22-3044	月～金	8:30～17:15
おおすみ寄り添いなんでも相談会	巡回相談：錦江町役場相談室 毎月第2金曜日 13:00～16:00 おおすみいのちつなぐ ほっとテレフォン 0120-836-183 LINE アカウント「@oosumi-yorisoi」		
かごしま 8050 ネットワーク	0994-37-5639	月～金	10:00～16:00
鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	月～金	8:30～17:00
鹿児島いのちの電話	099-250-7000	365日	24時間
よりそいホットライン	0120-279-338	365日	24時間
借金・多重債務・生活困窮に関する相談			
鹿児島県消費生活センター	099-224-0999	月～金	9:00～17:00
		土	10:00～16:00
法テラス鹿児島	050-3383-5525	月～金	9:00～17:00
家族関係・男女関係・DV に関する相談			
鹿児島県女性相談センター	099-222-1467	月～水、金曜日	8:30～17:00
		木曜日	8:30～20:00
		日曜日	9:00～15:00
鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630 か 6631 ※電話・面接相談など		
子育て・教育に関する相談			
かごしま教育ホットライン 24	0120-783-574	365日	24時間
子ども・家庭 110 番	099-275-4152	月～金	9:00～22:00
ネット問題・被害に関する相談			
NPO 法人ネットポリス鹿児島	メールアドレス「meyasubako@npk.from.tv」 LINEアカウント「webnpnk」		
相談先がわからないときは…			
錦江町役場 保健福祉課	0994-22-3042	月～金	8:30～17:15
電話・メール・SNS など様々な方法の相談窓口を紹介しています。	支援情報検索サイト 検索		

令和2年3月時点の情報です。記載内容は変更されることがあります。



錦江町子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」

錦江町役場 保健福祉課 保険衛生チーム ☎ 22-3044

田代支所 住民生活課 民生チーム ☎ 25-2511

令和2年8月発行